

第2 計画の基本方針と目標

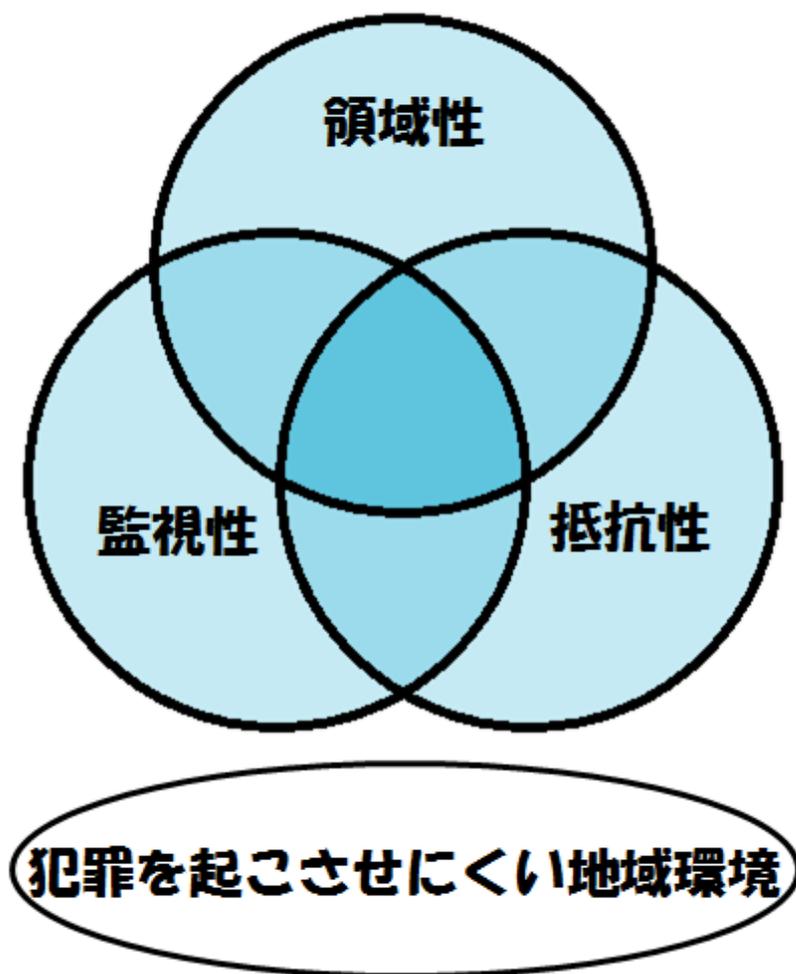
1 犯罪を起こさせにくい地域環境づくりの推進

犯罪を防止し、安全で安心なまちを築いていくためには、犯罪の大半を占める街頭犯罪や侵入盗など、機会に乗じて行われる犯罪を防止していく必要があります。

また、振り込め詐欺などの高齢者を狙った犯罪のほか、子どもに対する声掛け事案や不審者の出没等の犯罪の前兆行為についても、地域ぐるみで防止していく必要があります。

さらに、管理不全な空き家等が増加する傾向にあり、不審者の侵入や放火などの犯罪の温床となるおそれがあることから、土地建物所有者が適正に管理をしていく必要があります。

そのためには、犯罪を行おうとする者を地域に入り込みにくくさせるための「領域性」（注4）、犯罪を思いとどまらせるための「監視性」（注5）、犯罪に対する抵抗力を強化する「抵抗性」（注6）をそれぞれ高め、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを引き続き推進します。



注4 領域性…あいさつの励行や清掃活動などを地域全体で行うことにより、住民の連帯を強くすることや、学校等で門扉を設置し、部外者を立入制限することなどにより高めることができます。

注5 監視性…防犯カメラの設置や自主防犯パトロールなどを行うことにより高めることができます。

注6 抵抗性…少しの外出でも必ず施錠をする、歩行時には車道側にかばんを持たない等の習慣を付けたり、自転車や家屋のドアに鍵を二つ以上付けたりするなどして高めることができます。

2 推進体制の整備

市、市民、事業者、土地建物所有者等及び警察やその他の関係機関・団体がお互いに連携し、犯罪状況や生活環境の実態把握に努め、市民生活の安全について協議し、それぞれが一体となって防犯に関する施策を総合的かつ計画的に実施する推進体制を引き続き整備します。

具体的には、朝霞市防犯推進計画会議において、防犯に関する施策を計画的に推進するための計画の策定及び推進状況の検証を行います。

3 数値目標の設定

計画の基本方針である犯罪を起こさせにくい地域環境づくりのために、計画の数値目標を設定します。

数値目標は、別途策定する「第3次朝霞市防犯推進計画実施計画」において年度ごとに設定し、計画期間中であっても、社会情勢等の変化によって適宜見直すこととします。